省　令

○環境省令第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行に伴い、及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十日

環境大臣　石原　伸晃

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号ハ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条の三第一項、第八十四条の四第一項、第百条の六第一項及び附則第七項の規定に基づき、並びに同法第七十六条第一項及び第八十四条の四第二項第四号の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

第八十六条の四　削除

第八十六条の四を次のように改める。

第八十八条の二を削る。

附　則

この省令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十四年十一月二十八日	減税日本（げんぜいにっぽん）	東京都千代田区平河町二―七―五砂防会館二階	河村たかし

○総務省告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十四年十一月二十八日	減税日本（げんぜいにっぽん）	東京都千代田区平河町二―七―五砂防会館二階	河村たかし

○総務省告示第六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十二年総務省告示第百九十五号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧
平成二十四年十一月二十八日	太陽（たいよう）の党	代表者の氏名　島　武志	石原慎太郎

○総務省告示第七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十二年総務省告示第百九十六号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧
平成二十四年十一月二十八日	太陽（たいよう）の党	代表者の氏名　島　武志	石原慎太郎

○総務省告示第八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
平成二十四年十一月二十九日	新党大地（しんとうだいち）	東京都千代田区永田町二―九―六十全ビル二〇六号室	鈴木　宗男	拡大役員会	党代表における指名	選挙対策委員会で案を作成し、拡大会議で決定